

いわき市保健のしおり広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、いわき市広告事業実施要綱（平成22年8月9日決裁。以下「要綱」という。）第4条から第6条まで及び第12条の規定に基づき、本市が発行する保健のしおり（以下「保健のしおり」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告掲載 要綱第2条第2号に規定する広告掲載をいう。
- (2) 広告主 要綱第2条第3号に規定する広告主をいう。
- (3) 掲載内容 広告掲載のために使用される表現、文言、デザイン、色使い等をいう。
- (4) 広告料 要綱第2条第4号に規定する広告料をいう。

(広告掲載の基準)

第3条 保健のしおりに掲載する広告は、要綱第3条第1項各号に該当せず、かついわき市広告掲載基準（平成22年8月9日決裁）に定める基準に適合するものでなければならない。

(広告掲載の位置等)

第4条 広告の掲載位置、規格、表示方法、掲載条件等は、募集の都度、市長が仕様書で定めるものとする。

(契約の方法)

第5条 広告掲載に係る契約は、一般競争入札の例によるものとする。ただし、市長が必要であると認める場合には、随意契約にすることができる。

2 広告掲載に係る募集最低価格は、その都度定めるものとする。

(広告主の募集)

第6条 広告主の募集は、市長がその期間及び対象、位置、枠数、掲載条件等を決定の上、公告及び市ホームページへの掲載その他の方法で行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載しようとする者は、いわき市保健のしおり広告掲載申込書兼同意書（第1号様式。以下「申込書」という。）を市長が定める日までに提出しなければならない。

2 申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) いわき市保健のしおり広告掲載見積書（第2号様式）
- (2) 広告原稿又は掲載内容を明らかにした広告案
- (3) 事業者にあつては、その事業の概要が分かる書類
- (4) 資格又は免許を必要とする業種にあつては、それを証する書類の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類

3 市長は、前項第2号の書類に不適切な掲載内容が含まれると判断した場合は、期間を定めて、修正を求めることができる。

4 申込書を提出した者が前項の修正に応じない場合は、広告掲載の申込みを取り下げたものとみなす。

(広告掲載に係る審査及び入札等)

第8条 市長は、申込書を提出した者（前条第4項の規定により広告掲載の申込みを取り下げたものとみなされた者を除く。以下「申込者」という。）があつたときは、第3条に定める基準により、申込者及び掲載内容について審査を行う。

2 入札は、前項の審査により資格要件を満たしていると認められる申込者を入札者として行う。

3 入札者のうち、募集最低価格以上で、最も高い申込価格を提示した者を落札者とする。

4 前項の場合において、最も高い申込価格を提示した入札者が複数あるときは、抽選によりこれを決定する。

5 市長は、落札者が決定したときは、その結果を速やかに申込者に通知をしなければならない。

6 前項の通知は、落札者となった申込者に対してはいわき市保健のしおり広告掲載決定通知書（第3号様式。以下「掲載決定通知書」という。）をもって、落札者以外の申込者に対してはいわき市保健のしおり広告非掲載決定通知書（第4号様式）をもってするものとする。

(広告契約の締結)

第9条 掲載決定通知書を受けた申込者は、広告主として広告掲載に係る契約（以下「広告契約」という。）を市長と締結するものとする。

2 広告契約は、いわき市保健のしおり広告掲載契約書（第5号様式）をもってするものとする。

3 市長は、広告契約を締結後の事情変更等により、掲載内容が第3条の規定に抵触し、又は抵触するおそれがあると認めるときは、広告主に対し、掲載内容の変更を求めることができる。

(広告原稿の作成及び提出)

第10条 広告主は、広告原稿を自らの負担で作成し、第8条第6項の通知の日から7日以内に市長が指定する方法により提出するものとする。

(広告料の納付)

第11条 広告主は、市長が指定する日までに広告料を一括して納付するものとする。ただし、市長が特に認めたときはこの限りでない。

(保健のしおりの発行時期及び発行部数)

第12条 広告を掲載した保健のしおりの発行時期は、市長が仕様書で定めるものとする。

2 広告を掲載した保健のしおりの発行部数は、仕様書で定めるものとする。

(広告契約の解除等)

第13条 広告主が次の各号のいずれかに該当するときは、広告契約を解除する。

(1) 第9条第1項の広告契約の契約書の条項に反したとき

(2) 第9条第3項の規定による市長の要求に応じないとき

(3) 第10条の規定にかかわらず広告原稿を提出しないとき

(4) 要綱第9条各号のいずれかに該当したとき

2 前項の規定による広告契約の解除又は要綱第9条の規定による広告掲載の取消しがあった場合、市長は、第8条第7項に規定する落札者となった申込者以外の申込者のうち募集最低価格以上で最も高い申込価格を提示した者と契約することができるものとする。

(広告主の責務)

第14条 広告主は、広告の掲載までに掲載内容が第三者の権利を侵害するものでないことを確認し、掲載内容に関する知的所有権その他一切の権利について、所要の措置を講じなければならない。

2 広告主は、広告について第三者から被害等の申立てがなされたときは、その責任及び負担により解決しなければならない。

3 広告主は、その広告に起因して市に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。

4 広告主は、広告に係る一切の権利について、第三者への譲渡、転貸、担保差入その他の行為をその形態のいかんを問わず行ってはならない。

5 広告主は、市税を完納しているものでなければならない。

(申込み停止)

第15条 第8条第7項の落札者となった申込者が広告掲載を辞退したとき、又は広告主が第13条第1項各号のいずれかに該当したときは、当該申込者又は広告主は、申込書を提出した翌年度において第7条の規定による申込みを行うことができないものとする。

(返還広告料に対する利子)

第16条 要綱第7条ただし書の規定により返還する広告料には利子を付さない。

(管轄裁判所)

第17条 広告掲載に関する訴えの提起等は、いわき市の所在地を管轄する裁判所に行くものとする。

(審査機関)

第18条 第8条第1項の審査をするため、いわき市保健のしおり広告審査会（以下「広告審査会」という。）を設置する。

2 広告審査会は、保健福祉部長を会長、保健所長を副会長とし、保健福祉部次長、保健所次長、保健所総務課長及び保健所地域保健課長で構成する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代行する。

4 会長は、必要と認める場合は、構成員以外の職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会議)

第19条 広告審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は、会長がその議長となる。
- 3 会議は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 前各項の規定にかかわらず、会長は、会議に付すべき事案について、会議を招集するする暇がないと認めるとき、その他必要があると認めるときは、回議して前条第1項の審査に代えることができる。

(庶務)

第20条 会議の庶務は、保健所総務課において行う。

(補則)

第21条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成23年12月19日から実施する。

いわき市保健のしおり広告掲載申込書兼同意書

令和 年 月 日

いわき市長 様

申込者 住所 (法人の場合は所在地)
氏名 (法人の場合は名称及び代表者名) ㊞
担当者
電話
F A X

いわき市保健のしおり広告掲載取扱要領第7条第1項の規定に基づき、いわき市広告事業実施要綱及びいわき市広告掲載基準を遵守し、次のとおり申し込みます。なお、申込み及び広告掲載にあたっては、いわき市の指示に従うとともに、いわき市が納税状況（法人の場合は、法人及び当該法人の代表者の納付状況）を確認することに同意します。

1 広告の掲載を希望する媒体

	広 告 媒 体			
<input type="checkbox"/>	令和	年度	保健のしおり	広告枠1
<input type="checkbox"/>	令和	年度	保健のしおり	広告枠2
<input type="checkbox"/>	令和	年度	保健のしおり	広告枠3
<input type="checkbox"/>	令和	年度	保健のしおり	広告枠4
<input type="checkbox"/>	令和	年度	保健のしおり	広告枠5

※左欄のいずれかに○を記入してください。

2 添付資料

- (1) いわき市保健のしおり広告掲載見積書（第2号様式）
- (2) 広告原稿又は掲載内容を明らかにした広告案
- (3) 申請者が会社等の事業者の場合は、会社概要等、事業の概要が分かる書類
- (4) 申請者が資格等を必要とする業種の事業者の場合は、それを証する書類の写し
- (5) いわき市発行の納税証明書（未納がないことの証明）
(注1) 法人の場合は、法人及び当該法人の代表者の納税証明書
(注2) 申込者がいわき市での課税がない場合は住所地管轄の市区町村発行の納税証明書（直近分）、法人の場合は法人の本店所在地及び当該法人の代表者の住所地の市区町村発行の納税証明書

第2号様式（第7条関係）

いわき市保健のしおり広告掲載見積書

1 見積金額

見積金額		百万	十万	万	千	百	十	円

- ※ 金額の頭に、必ず「¥」又は「金」を記入すること。（記入の無い場合、無効とする。）
- ※ 消費税込みの金額を記入してください。契約額は、見積金額となります。

次の枠に、見積金額が消費税込みの価格であることを確認した場合、
レ点を付けてください。

見積金額が消費税込みの金額であることを確認しました。

2 広告の掲載を希望する媒体

	広 告 媒 体			
	令和	年度	保健のしおり	広告枠1
	令和	年度	保健のしおり	広告枠2
	令和	年度	保健のしおり	広告枠3
	令和	年度	保健のしおり	広告枠4
	令和	年度	保健のしおり	広告枠5

※左欄のいずれかに○を記入してください。

上記金額で保健のしおりに広告を掲載したいので、関係書類熟覧の上、いわき市関係規則を守り、見積いたします。

令和 年 月 日

いわき市長 様

住 所 （法人の場合は所在地）
氏 名 （法人の場合は名称及び代表者名） ㊞

第3号様式（第8条、第9条関係）

いわき市保健のしおり広告掲載決定通知書

令和 年 月 日

様

いわき市長

⑩

令和 年 月 日付けで申込みのありました、保健のしおり広告掲載については、次のとおり決定したので通知いたします。

- 1 広告掲出する場所
- 2 広告掲出料 円
- 3 その他

この決定があった日から7日以内に掲載する広告原稿を提出してください。

第4号様式（第9条関係）

いわき市保健のしおり広告非掲載決定通知書

令和 年 月 日

様

いわき市長

印

令和 年 月 日付けで申込みのありました、保健のしおり広告掲載については、次のとおり掲載しないことと決定しましたので通知します。

○掲載しない理由

いわき市保健のしおり広告掲載契約書

契約の名称 令和 年度保健のしおりへの広告掲載に関する契約
契約金額 円（うち消費税額及び地方消費税額 円）
契約保証金 免除

いわき市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、令和 年度版保健のしおりに、乙が作成した広告を掲載することについて、次の条項により契約を締結する。

（広告の作成及び掲載）

第1条 乙は、いわき市広告事業実施要綱及びいわき市広告掲載基準並びにいわき市保健のしおり広告掲載取扱要領に基づき、保健のしおりに掲載する広告を作成するものとする。

2 甲は、乙が作成した広告を保健のしおりに掲載するものとする。

（苦情等の処理等）

第2条 乙は、甲に対し、乙が作成した広告が法令等に違反せず、いかなる第三者の権利も侵害するものではないことを保証するものとする。

2 乙は、この契約の履行に当たり、乙の責に帰すべき事由により甲が第三者から苦情、損害賠償請求等を受けたときは、その責任及び負担においてこれを処理しなければならない。

3 乙は、この契約の履行に当たり、乙の責に帰すべき事由により甲に損害又は損失が発生した場合においては、当該損害又は損失を補償しなければならない。

4 甲は、乙が作成した広告を掲載したことにより乙に損害が発生した場合でも、乙に対して何らの責任も負わない。

（広告料）

第3条 乙は、広告料として頭書の金額を甲に支払うものとする。

2 広告料は、甲が発行する納入通知票により、甲が定める期日までに支払わなければならない。

3 乙は、広告料を前項の期日までに支払わなかったときは、当該広告料について、遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「遅延利息の率」という。）を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の遅延損害金を甲に支払わなければならない。

（広告の掲載の中止）

第4条 甲は、乙の責に帰すべき事由により広告を掲載することができないと甲が認めた場合は、広告の掲載を中止することができる。

2 前項の規定により甲が広告の掲載を中止した場合においては、乙は、甲に対して負担する一切の債務に関する期限の利益を直ちに喪失する。

3 乙は、第1項の規定により甲が広告の掲載を中止した場合においては、広告料の100分の10に相当する額を賠償金として甲に支払わなければならない。ただし、甲が特に損害額がないと認める場合はこの限りでない。

4 乙は、前項の賠償金の額を超えて甲に損害を及ぼしたときは、その損害額を賠償しなければならない。

5 乙は、第1項の規定により甲が広告の掲載を中止した場合においては、甲に対し、広告料の減額請求、損害賠償請求その他一切の請求を行うことができない。

（契約の解除）

第5条 甲は、乙がこの契約に違反したときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定により甲がこの契約を解除した場合においては、乙は、甲に対して負担する一切の債務に関する期限の利益を直ちに喪失する。

3 乙は、第1項の規定により甲がこの契約を解除した場合においては、広告料の100分の10に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

4 乙は、前項の違約金の額を超えて甲に損害を及ぼしたときは、その損害額を賠償しなければならない。

5 第1項の規定により甲がこの契約を解除した場合においては、乙は、甲に対して損害賠償請求その他一切の請求を行うことができない。

(秘密の保持)

第6条 乙及び甲は、この契約の履行上知り得た相手方の秘密を他に漏らしてはならない。

(権利義務の譲渡等)

第7条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(その他)

第8条 この契約に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙間で協議して決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 いわき市
いわき市長 ⑩

乙 住 所 (法人の場合は所在地)
氏 名 (法人の場合は名称及び代表者名) ⑩